

議長	<p>議事に入ります。次第に沿って順次進めてまいりますので、議事が円滑に進みますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議を行います。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p><b>【議案書読み上げ】</b></p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号3-1の案件について審議いたします。</p> <p>地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の柏崎光一委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
6番	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号3-1について、10月19日に大野忠司推進委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。</p> <p>申請地は大字中藤下郷字笹子地内にある畑2筆585㎡です。</p> <p>農地の現況は適正に作付けされております。</p> <p>譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、計画ではキュウリ、ピーマン、ナスなどを作付けすることです。</p> <p>また、通作については自宅に隣接している場所にあるため、特段の問題はないと考えます。</p> <p>以上のことから現地調査をしたところでは、この所有権移転は適当であると思います。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局から補足説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況につきましては、柏崎光一委員の説明のとおりです。</p> <p>譲受人は今回、申請地を取得し農業経営を開始するものでございます。</p> <p>譲受人は現在、市内の戸建住宅に家族4人で居住しています。</p> <p>農作業の経験については、1年以上の経験があります。</p> <p>譲受人からは今回、キュウリ、ピーマン、ナスなどの作付け計画が提出</p>

されております。

また、通作に関してですが、自宅に隣接しておりますので、問題ありません。

こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。

申請年月日は、令和4年10月5日、同日農業委員会受付となっております。

次に、審査基準のうち該当する6つについてご説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。

2つ目、機械の所有状況ですが、刈払機1台を所有しております。

3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。

4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。

5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の5aを申請地と所有地を合わせて超えることから、取得要件を満たしております。

6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

補足説明は以上です。

議長

同行して現地調査していただきました大野忠司推進委員から、何か意見等預かっていますか。

6番

同様の意見をいただいております。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、何かご意見、ご質問等ございますか。

**【なしの声あり】**

議長

他に無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。

**【全員挙手】**

議長

全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。続きまして、議案第2号農用地利用集積計画(案)について審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局長	<p>議案第2号農用地利用集積計画（案）について、ご説明いたします。  <b>【議案書読み上げ】</b>          なお、詳細は担当から説明いたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第2号農用地利用集積計画（案）について補足説明いたします。</p> <p>整理番号1番の方は、新規での利用権の設定となります。          経営作物は、主に枝豆やブロッコリー等の露地野菜になります。          販路としては、スーパーへの出荷などです。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項の第1号、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであるかですが、全員の方が適合するものと判断されます。</p> <p>次に、第2号のイ、農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められるかどうかについては、認められると判断されます。</p> <p>また、ロ、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうかについては、現状を見ますと、認められると判断されます。</p> <p>以上のことから、特に不承認に該当するものではありません。          説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、質疑に入らせていただきます。質問、意見等ございますか。</p>
3番	<p>利用権設定している農地は申請者自身が選定した農地であるのか教えてください。</p>
事務局	<p>これらの農地は地元の農家や農業委員、農業振興課などの紹介などありますが、基本的には自身で探して選定しております。</p>
6番	<p>地代の金額について、市の基準などはありますか、それとも、借り手と地権者との話し合いで決まるのでしょうか。</p>
事務局	<p>地代についての市の基準は特にありません。基本的には借り手と地権者との話し合いで地代は決まります。</p>
議長	<p>その他、ご意見、ご質問ございますか。</p> <p><b>【なしの声あり】</b></p>
議長	<p>無いようでしたら、承認することに賛成の方は、挙手願います。</p>

**【全員挙手】**

議長

全員賛成でございますので、承認することといたします。  
続きまして、報告第1号農地法第5条の規定による許可の取消しについて、報告第2号農地法第4条の規定による農地転用届出について、報告第3号農地法第5条の規定による農地転用届出についてご確認していただき、質問等あればお願いいたします。

**【なしの声あり】**

議長

なしとのことですので、次にその他事項に移らせて頂きます。  
事務局より説明をお願いいたします。

**【案件4「その他」に記載】**

議長

以上をもちまして、予定されました議案の審議等が、全て終了いたしましたので、議長の職を降ろさせていただきます。

事務局

閉会を柏崎光一会長職務代理から申し上げます。

会長職務代理

以上をもちまして、令和4年10月飯能市農業委員会総会を閉会します。